

嘉手納基地所属 F - 1 5 戦闘機の緊急着陸事故及び訓練再開に対する意見書

2006年5月2日午前11時頃、嘉手納基地所属 F - 1 5 戦闘機が同基地に緊急着陸した際に、左主脚が折れ曲がり滑走路わきの緑地帯に突っ込み停止するという事故が発生した。同基地の発表によれば、「ブレーキに何らかの問題の可能性を示す油圧系統の警告信号がついたために、滑走路上のバリア(ワイア)を使用して予防着陸した」とのことである。

しかし、事故発生から6時間後には米軍は住民に何の説明もなく、同型機の飛行訓練を再開した。事故発生の度に「事故原因の徹底究明」と「再発防止策の公表」を要求してきた本議会の決議を度々無視する飛行訓練の再開は絶対に許せない。

これまでも、F - 1 5 戦闘機は飛行中の風防ガラスの落下、フレアー及び補助翼の落下、空中接触事故、墜落事故等、他の航空機に比較して突出してあらゆる事故を引き起こしている。にもかかわらず、米軍は安全対策についてどのような対策を取ったか何の説明もないまま同型機を住民地域上空に飛ばし、住民を恐怖と不安に陥れていることは言語道断である。

訓練を優先させ安全を軽視することは、より重大な事故への一歩となりかねないことを米軍は銘記すべきである。

よって、北谷町議会は町民の生命・安全・財産を守る立場から、F - 1 5 戦闘機の緊急着陸事故及び訓練再開に厳重に抗議し、下記事項について強く要請するものである。

記

- 1 事故原因の徹底究明と再発防止策を公表すること。
- 2 嘉手納基地所属の F - 1 5 戦闘機部隊を即時撤去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2006年5月15日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛庁長官 防衛施設庁長官
外務省特命全権大使(沖縄担当) 那覇防衛施設局長